

小林市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和4年3月16日

小林市監査委員 南崎 淳一郎  
小林市監査委員 坂下 春 則

# 定期監査（後期）結果報告

## 1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査

## 2. 監査を実施した監査委員

小林市監査委員 南崎 淳一郎

小林市監査委員 坂下 春則

## 3. 監査の対象

令和3年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象とした。ただし、補助金及び交付金に関する事務については、令和2年度も対象とした。

〔総務部〕 総務課、危機管理課

〔総合政策部〕 企画政策課、地方創生課、健康都市推進室

〔経済部〕 農業振興課、畜産課、商工観光課

〔市民生活部〕 市民課、西小林出張所、ほけん課

〔健康福祉部〕 健康推進課

〔建設部〕 建設課、管財課

〔野尻庁舎〕 地域振興課、住民生活課、紙屋出張所、地域整備課

会計課

農業委員会野尻分室

上下水道課

市立病院

## 4. 監査の実施期間

令和3年12月6日から令和4年3月14日まで

## 5. 監査の着眼点

主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 収入事務は、関係法令に基づき適時、適正に処理されているか。
- (2) 支出事務は、関係法令に基づき適時、適正に処理されているか。
- (3) 契約事務は、関係法令に基づき適正に処理されているか。
- (4) 公金及び準公金の管理は、適正に行われているか。
- (5) 歳入歳出外現金の管理は、適正に行われているか。
- (6) 情報セキュリティ対策は、適正に行われているか。
- (7) 内部統制の充実強化は、図られているか。
- (8) 昨年度の定期監査において指摘した事項は、改善されているか。

## 6. 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた予算の執行状況及びその他関係資料に基づき、監査委員が所属長及び主幹等から予算並びに事業の執行状況や所管業務等の説明を受け、質疑応答方式により実施した。

併せて、関係諸帳簿等の全部又は一部の照合及び実査を行った。

なお、ヒアリングについては、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症予防対策として、3密回避及び時間の短縮を図るため、事前質問書の送付や出席者の人数制限を行って実施した。

## 7. 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に行われていると認めた。また、会計課で保管されている基金及び有価証券について、通帳、定期預金証書及び株券の原本確認を行ったところ、適正に管理されていることを確認した。

各課における昨年度の指摘事項に対する改善状況を重点項目として確認した結果、全体的におおむね改善されていた。

しかし、今年度も一部に改善又は検討を要する事項が見受けられたので、全庁的な共有を図りながら、内容を十分に検討の上、必要な措置を講じ、今後の適正な事務の執行に万全を期されたい。

改善又は検討を要する事項については、以下のとおりである。

なお、軽微な事項については、口頭で改善を要望したので、記述を省略する。

## (1) 着眼点における指摘・要望事項

### 昨年度と同様の指摘があった課及び内部統制の充実強化について

各課における昨年度の指摘事項に対する改善状況を重点項目として監査した結果、定期監査の後期の対象課においては、全体的に改善が図られている。また、新たな指摘事項についても昨年度と比べ全体の件数は減少しており、監査結果が業務に生かされていると感じる一方で、過去に口頭で指摘した内容や他課で指摘した内容と同様のものが見受けられた。

その原因としては、法令等の理解不足や確認不足に加え、前例踏襲で事務処理が行われていることや、人事異動等の際の不十分な引継ぎ、事務処理が担当職員に一任され、組織としてのチェック体制の不備など、内部統制が十分機能していないことに起因するものと考えられる。

各課においては、他課の指摘事項についても今後起こり得る事例として受け止め、根拠となる法令等をはじめ、事業統括課（企画政策課、財政課、会計課、総務課など）が作成しているマニュアルや手引きの内容を確認し、正しく理解するとともに、更なる事務執行の適正化に努められたい。

また、事業統括課においては、財務、公金、勤務管理に係る規程、通知、マニュアルや手引きなど様々なルールを職員に示しているが、必要な情報が見付けづらく、活用されていない状況があるため、実際に事務を行う職員の視点に立って、職員が適正に事務処理を行うための支援に努められたい。

市政運営に対する市民からの信頼は、適切な事務執行の基に成り立っており、職員一人一人が、単純な事務処理の誤りであっても、そこには市政への信用喪失や市に損害を与えかねないリスクが潜んでいることを自覚されたい。全庁的な内部統制の充実強化を望むものである。

### 現金の取扱いについて

収納した現金の金融機関への払込みについて、小林市財務規則第 35 条では、窓口収納後、出納員は当日（当日に払込みができない場合は、その翌日）に、指定金融機関等に納めることと定められているが、一部の課において、7 日間以上現金を保管している事例が見受けられた。また、準公金の現金においても同様の事例が見受けられた。

公金の取扱いについては、地方自治法及び小林市財務規則に規定されており、公金を現金で取扱う場合は、とりわけ適正安全な管理が求められる。また、準公金においても小林市準公金取扱規程第 4 条の規定により、公金と同様に取り扱わなければならない。

現金の取扱いは、その金額の多寡にかかわらず、紛失等の事故があれば、市民との信頼関係に影響を及ぼすこととなるため、常に注意を払い取扱う必要がある。小林市公金等取扱基本マニュアルに記載のある「公金等取扱事務適正化チェックシート」を活用するなどして、可能な限りリスクを減らし、適正

な事務の執行に努められたい。

## 契約事務について

随意契約は、競争の方法が省かれることによって、信用があり、経験に富む相手を選択することができるが、その一方で、適正価格で契約ができるか、相手が特定の者に限定されることはないかなど、公正な契約の締結に支障が生ずるおそれもあることから、その契約事務の執行に当たっては、一定の要件に該当した場合に認められる。また、契約ごとの内容、性質、目的のほか、経済性や緊急性等を総合的に検証して慎重に判断し、契約の相手方の選定方法について、適宜見直しが必要と考える。

特に特命随意契約で毎年度同様の事業を行う契約においては、新たな契約を締結する際に、以前の契約内容の十分な見直しがされないまま、不十分な記載内容で契約を締結しているものが見られる。

財政課においては、職員一人一人の資質向上に向け、財務事務研修等の充実を図られたい。また、職員においては、令和4年2月に「小林市随意契約ガイドライン」が示されているので、随意契約としていたものを改めて点検し、契約事務の適正化に努められたい。

## 補助金及び交付金の積立てについて

一部の補助金及び交付金において、交付要綱に積立事業の規定を設けて、積立てを認めているものが見られる。積立てにあっては、会計年度の独立の原則の趣旨などを考慮し、真に積立てが必要か厳格に判断されたい。また、今後の積立事業については、厳正な取扱いとなるよう、特に事業計画に応じた用途の確認を行うなど、被補助団体への指導を徹底されたい。

## (2) 各課における指摘事項 (◎は昨年度と同様の指摘事項)

### 総務課

- 業務委託契約書において、印紙の貼付漏れが1件見られた。

### 危機管理課

- 契約事務において、見積合せ執行通知書（見積依頼書）が保管されていないものが多数見られた。
- ◎ 時間外勤務手当の支給事務において、支給漏れが多数見られた。

- 行政財産の目的外使用許可において、利用時間以外に施設を利用させる場合は、市長の承認を得ることになっているが、市長の承認を得ずに利用許可をしているものが1件見られた。

### 企画政策課

- ◎ 財産使用料の収入事務において、調定の時期が遅延（6か月以上）しているものが1件見られた。
- ◎ 委託料の支出事務において、支出負担行為の時期が遅延（3か月以上）しているものが2件見られた。
- 小林市いきいき地域づくり区交付金の支出事務において、原則、精算払により交付することとなっているが、概算払で交付していた。交付の目的を達成するため、概算払を行う場合は、市長の決裁を受けられたい。
- ◎ 時間外勤務命令簿において、命令を受けていないものが1件見られた。

### 地方創生課

- 行政財産の目的外使用に対する使用料（コワーキングスペース）の収入事務において、徴収の時期が遅延しているものが複数件見られた。
- 委託料及び備品購入費の支出事務において、支出負担行為の時期が遅延（3か月以上）しているものが4件見られた。
- 資金前渡金において、精算が遅延（3か月以上）しているものが1件見られた。
- ◎ 時間外勤務手当の支給事務において、過支給が2件、支給漏れが1件見られた。
- 備品の管理において、備品シールの貼付漏れが複数件見られた。
- 行政財産の目的外使用において、利用許可申請がなされていないにもかかわらず、行政財産を使用させているものが1件見られた。また、使用料減額（免除）決定通知書において、免除前の使用料の算定誤りが1件見られた。

### 健康都市推進室

- 特に指摘する事項は認められなかった。

## 農業振興課

- 見積書において、見積日の不適切な訂正（砂消しゴム）が2件見られた。
- ◎ 時間外勤務手当の支給事務において、過支給が6件、支給漏れが1件見られた。
- 在勤地内等旅行命令簿において、旅行日の記入誤りが2件、用務地の記入漏れが10件見られた。
- 使用料に係る収納事務において、窓口収納後の金融機関への入金が遅れているものが1件見られた。
- 準公金である「小林市フードビジネス推進協議会」の出納事務において、金銭出納簿が作成されていなかった。

## 畜産課

- 取消しとなった旅行命令において、旅行命令変更の決裁を受けていないものが1件見られた。
- 在勤地内等旅行命令簿において、旅行命令を受けていないものが多数見られた。また、車賃の支給漏れが複数件見られた。
- 準公金である「小林市養豚クラスター協議会」の出納事務において、支出伝票の決裁を受けているが、通帳からの出金が遅延（9か月以上）しているものが1件見られた。

## 商工観光課

- 準公金である「こぼやし霧島連山絶景ウォーク実行委員会」の出納事務において、参加料を窓口収納後に通帳へ速やかに入金すべきところ、金庫に保管したままになっていた。リスク管理の観点から、速やかに入金処理をされたい。

## 市民課

- 現金領収帳において、使用済みの領収原簿に課長及びリーダーの押印漏れが多数見られた。

## 西小林出張所

- 業務委託契約において、請書の提出が必要な契約にもかかわらず、請書を省略していたものが1件見られた。

- 時間外勤務命令簿において、命令を受けていないものが5件見られた。
- 水道使用料の収納報告書において、小林市水道事業及び下水道事業会計規程で定められていない領収印の使用が見られた。

#### ほけん課

- 使用料の支出事務において、予算執行伺書の作成漏れが多数見られた。

#### 健康推進課

- ◎ 謝礼金及び委託料の支出事務において、支出負担行為の時期が遅延（3か月以上）しているものが3件見られた。
- 業務委託契約書において、印紙の貼付漏れが1件見られた。
- 時間外勤務命令簿において、命令を受けていないものが1件見られた。
- 休暇簿において、年次有給休暇の申請印漏れが9件、不適切な訂正（修正液）が1件見られた。
- 旅費において、支給漏れが2件見られた。
- 備品台帳において、備品の登載漏れが4件見られた。
- 郵便切手受払簿において、未使用のはがきから交換した切手の登載漏れが見られた。

#### 建設課

- ◎ 国庫補助金の収入事務において、調定の時期が遅延（4か月以上）しているものが1件見られた。
- 財産使用料（道路占用料）の収入事務において、使用料の算定誤りが1件見られた。また、行政財産の目的外使用に対する使用料の算定において、使用料の算定誤りが2件見られた。
- ◎ 土地購入費及び補償金の支出事務において、支出負担行為の時期が遅延（3か月以上）しているものが2件見られた。
- 時間外勤務命令簿において、命令を受けていないものが2件見られた。
- ◎ 備品台帳において、備品の登載漏れが1件見られた。

## 管財課

- 財産使用料及び国庫補助金の収入事務において、調定の時期が遅延（4か月以上）しているものが4件見られた。
- ◎ 委託料及び借上料の支出事務において、支出負担行為の時期が遅延（3か月以上）しているものが2件見られた。
- 時間外勤務手当の支給事務において、過支給が5件見られた。
- 備品台帳において、備品の登載漏れが1件見られた。また、備品の管理において、備品シールの貼付漏れが多数見られた。
- 行政財産の目的外使用に対する使用料（建物）の免除において、市長決裁にもかかわらず、課長決裁となっているものが2件見られた。

## 野尻庁舎 地域振興課

- 旅費において、支給が遅延（3か月以上）しているものが1件見られた。
- 準公金である「野尻町駐在所連絡協議会」の出納事務において、通帳からの支出後に支出伝票を作成していたものが複数件見られた。

## 野尻庁舎 住民生活課

- 時間外勤務手当の支給事務において、支給漏れが1件見られた。
- 時間外勤務命令簿において、命令を受けていないものが複数件見られた。

## 紙屋出張所

- 特に指摘する事項は認められなかった。

## 野尻庁舎 地域整備課

- 施設使用料の収入事務において、誤った収入科目で領収証を発行しているものが1件見られた。
- ◎ 賃貸借契約書において、契約者署名欄に法人格を表す「小林市」の記入漏れが1件見られた。
- 在勤地内等旅行命令簿において、旅行者印漏れが7件見られた。

## 会計課

- 特に指摘する事項は認められなかった。

## 農業委員会 野尻分室

- 特に指摘する事項は認められなかった。

## 上下水道課

- 見積書において、決定印漏れが多数、見積日の不適切な訂正（砂消しゴム）が1件見られた。
- 水道料金及び下水道使用料に係る収納事務を委託しているにもかかわらず、地方公営企業法施行令の規定による告示を行っていなかった。

## 市立病院

- 業務委託契約書において、条文の不適切な訂正（委託者印漏れ）が1件見られた。また、契約者署名欄に法人格を表す「小林市立病院」の記入漏れが1件見られた。